

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

馬路村長

市町村名 (市町村コード)	馬路村 (39306)
地域名 (地域内農業集落名)	馬路地区・魚梁瀬地区 馬路地区(朝日出・日浦・影・相名・東川・中ノ川・土川)・魚梁瀬地区(魚梁瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化が進んでおり、中には後継者未定の農地があり、現在、既にある中心経営体では受けることのできない面積となっている。新たな担い手の確保・育成が求められている。

また、農地の中には、狭い、農作業に十分な道がない、農地自体が傾斜している、孤立農地であるなど、耕作条件の悪い農地も多い。

持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、地域で取り組めるスマート農業等作業の効率化について検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:268人(うち50歳代以下52人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)2経営体、従業員等5人
2020年農林業センサス
主な作物:ゆず、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産物であるゆずについて有機農業の取組を2001年から行っている。樹園地の集積・集約化は既に収穫できる樹木があるため、難しいが、遊休農地や作り替えを計画している農地について、ラジコン除草機等が使用できる農地として整備する。

農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を検討する。また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

担い手確保のため、給料をもらいながらゆず生産ができるサラリーマン農家体制について検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	76 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、新規就農者を中心に耕作面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の希望により農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため細分化した作業ごとの委託体制について検討を行い、可能な限り遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ、ノウサギ、サルの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域特産物のゆずについては2001年から有機農業への取組を行っており、今後も継続して進める。
- ③農作業の効率化、軽減のためスマート農業について検討を行う。
- ④担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、農業用機器の共用化を検討する。